

都内看護師等養成所を対象とした 医療施設等耐震整備事業について

1 目的

看護師等養成所の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。

2 事業内容

看護師等養成所に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備に必要な経費の補助

3 補助対象

都内に所在する看護師等養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

- (1) 医療法人
- (2) 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）
- (3) 学校法人及び準学校法人
- (4) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 健康保険組合及び健康保険組合連合会
- (6) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (7) 独立行政法人

4 補助対象経費

地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備に必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費。ただし、次の費用は除く。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

対象となる建物について

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された未耐震の建物（一部未耐震を含む。）
 - ※ 未耐震であること（耐震診断結果により、 I_s 値が0.6未満であること等）の証明が必要となります。
- 建物が自己（法人）所有であること。
 - ※ 開設者と建物所有者が異なる場合（賃貸借等）は申請できません。

5 補助金額

- (1) 「基準額」と「補助対象経費の実支出額」とを比較して、少ない金額を選定

【基準額の算出方法】

基準面積 (2,300 m²まで) × 基準単価

ただし、耐震構造指標である I_s 値が 0.3 未満の場合は次のとおり

基準面積 (2,300 m²まで) × 基準単価

※ 基準面積、基準単価は実施年度において改定される場合があります。

- (2) 「(1) により算定した金額」と「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額」とを比較して、少ない方の額を選択
- (3) (2) により算定した金額に 0.5 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。) を上限として、国の予算等により金額が決定される。

6 その他（注意事項等）

- (1) 最終的に補助の対象となるためには、事業計画書や財務状況等の審査を経て、都から内示を受ける必要があります。既に工事に着工している施設は対象外です（内示前に着工した場合も補助は受けられません。）。
- (2) 工事は内示後に契約を行い、着工する必要があります。
- (3) 本事業は国の事業であり、国の予算の範囲内で補助金が交付されます。そのため、他道府県を含めた全国の申請状況によっては、事業計画書等を御提出いただいても、補助金が交付されない場合があります。
- (4) 本事業に係る契約は、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続き基準（平成 17 年 4 月 1 日付 16 福保医政第 1450 号）により行うこととなるため、入札の方法による業者選定となります。
- (5) 本事業と対象経費が重複する他の補助制度を併用することはできません。